

第2 医療法人関係手続一覧（申請及び届出）

◆法…医療法, ◆令…医療法施行令,
◆規則…医療法施行規則, ◆細則…医療法施行細則
※ 斜体字による記載は、この手引きにより定めるものである。

事項 根拠規定	申請の内容 認可要件等	提出書類（提出部数）	医療法人内部に おける手続
設 立 設立認可の申請 法第44条第1項 規則第31条 細則第4条第1項 第7号 法第67条	設立しようとするとき ※広島県医療審議会への諮問を 経る必要がある。 ○広島県医療審議会開催時期に 合わせて、年2回の受付とな る。 ○医療介護基盤課への事前審査 書類提出の締め切りは、 ・1回目（8月認可予定）5月末 ・2回目（2月認可予定）11月末	医療法人設立認可申請書 （P21～P112） （正1部、副2部） 【添付書類】 ①定款又は寄附行為 ②設立時の財産目録 ③設立議事録（記名押印又は署名） ④設立趣意書 ⑤役員及び社員（評議員）の名簿 ⑥不動産その他の重要な財産の権利の所 属について登記所、銀行等の証明書類 （不動産の登記事項証明書等） ⑦開設する病院、診療所、介護老人保健 施設又は介護医療院の概要（参考様式P82 ～84、案内図、敷地図、平面図） ⑧附帯事業を行う場合は、 ・当該業務に係る施設の職員 ・敷地及び建物の構造設備の概要 ・運営方法 を記した書類 ⑨設立後2年間の事業計画と予算書 ⑩設立代表者が適法に選任されたこと及 びその権限を証する書類 （委任状） ⑪設立者及び役員全員の就任承諾書、履 歴書 ⑫開設する病院、診療所、介護老人保健 施設又は介護医療院の管理者の氏名を記 載した書面（管理者就任承諾書及び医師 免許証の写し） ⑬前年の確定申告書の写し （基金制度を利用する場合） ⑭基金引受申込書 ⑮現物抛出する財産の額を証明する書類 ⑯基金抛出契約書	設立総会を開き、 ①医療法人設立趣旨の承認 ②（社団）社員の確認 ③定款又は寄附行為の承認 ④資産の抛出自ら又は寄附 申込及び設立時の財産目録 の承認 ⑤設立後2年間の事業計画 と予算書の承認 ⑥役員を選任 ⑦設立代表者の選任 ⑧（不動産の賃借の承認） ⑨（設立代表者代理人の選 任） ⑩その他 を議決すること （基金制度を利用する場合） ①基金を引き受ける者の募集等 に係る定款の定め ②募集事項の決定 ③基金の申込み通知 ④基金の割当て通知 ⑤契約締結 （基金の総額の引受けを行う契 約を締結する場合は、③及び④ の手続きは不要）
設立登記の届出 法第43条第1項 令第5条の12 細則第4条第2項 第24の2号	登記後遅滞なく	設立登記完了届 （様式1、P115） （正1部、副1部） 【添付書類】 ①登記事項証明書 ②定款	※「医療法人財産引継完了届」 を併せて添付する。（P154）

役員	事項 根拠規定	申請の内容 認可要件等	提出書類（提出部数）	医療法人内部に おける手続
	理事の数を1人又は2人に する場合の認可の申請 法第46条の5第1項 規則第31条の5 細則第4条第1項 第7の2号	事前 ※医師又は歯科医師が常時1人 又は2人勤務する診療所を1か 所のみ開設する医療法人のみ可 (S61.6.26健政発第410号)	医療法人理事数減員認可申請書 (様式2、P116) 【添付書類】 議事録の写し（記名押印又は署名）	①（社団）社員総会の議決を要 する ②（財団）理事会（評議員会） の議決を要する
	医師、歯科医師以外の者 を理事長とする場合の認可の申請 法第46条の6第1項 規則第31条の5の3 細則第4条第1項 第7の3号	事前 ※次の場合に可 (S61.6.26健政発第410号) (H18.2.7広島県制定) ①理事長が死亡し、又は重度の 傷病により理事長の職務を継続 することが不可能となった際 に、その子女が医科又は歯科大 学（医学部又は歯学部）在学中 か、又は卒業後、臨床研修その 他の研修を終えるまでの間、医 師又は歯科医師でない配偶者等 が理事長に就任しようとする場 合 ②次に掲げるいずれかに該当す る医療法人 イ 特定医療法人、社会医療法 人 ロ 地域医療支援病院を経営し ている医療法人 ハ 公益財団法人日本医療機能 評価機構が行う病院機能評価に よる認定を受けた医療機関を 経営している医療法人 ③候補者の経歴、理事会構成等 を総合的に勘案し、適正かつ安 定的な法人運営を損なうおそれ がないと都道府県知事が認めた 場合（広島県医療審議会への諮 問を経る場合がある）	医療法人理事長特例認可申請書 (様式3、P117) (正1部、副1部) 【添付書類】 ①議事録の写し（記名押印又は署名） ②理事長就任予定者の履歴書 ③理事長就任承諾書	理事会の議決を要する
	管理者を理事に加えない 場合の認可の申請 法第46条の5第6項ただし書 規則第31条の5の2 細則第4条第1項 第7の4号	管理者の一部を理事に加えない こととする場合 事前 ※多数の病院等を開設する医療 法人で、離島等法人の主たる事 務所から遠隔地にある病院等の 管理者である場合に可 (S61.6.26健政発第410号)	医療法人管理者理事特例認可申請書 (様式4、P118) (正1部、副1部) 【添付書類】 議事録の写し（記名押印又は署名）	①（社団）社員総会の議決を要 する ②（財団）理事会（評議員会） の議決を要する
	登記事項変更登記完了の 届出 法第43条第1項 令第5条の12 細則第4条第2項 第25号	理事長に変更があったとき 登記後遅滞なく	登記事項変更（解散）登記完了届 (様式5、P119) (正1部、副1部) 【添付書類】 登記事項証明書	
	役員変更の届出 令第5条の13 細則第4条第2項 第25の2号	①事業報告書等届又は定款（寄 附行為）変更認可申請に併せて ②理事長変更の場合は、遅滞な く (H7.4.20指第26号) ※ 重任の場合も届出が必要	役員変更届 (様式6、P120) (正1部、副1部) 【添付書類】 ①議事録の写し（記名押印又は署名） ②新たに就任した役員（重任を含む）の 履歴書 ③新たに就任した役員（重任を含む）の 就任承諾書 ④新たに理事長に就任した場合は医師免 許証の写し（重任を除く）	①（社団）社員総会の議決を要 する ②（財団）理事会（評議員会） の議決を要する

事項 根拠規定	申請の内容 認可要件等	提出書類（提出部数）	医療法人内部に おける手続
定款又は寄附行為の変更 法第54条の9第3項 規則第33条の25 細則第4条第1項 第8号	定款又は寄附行為を変更しようとするとき 事前 ※変更事項が「事務所所在地」又は「公告の方法」のみであるときは、届出	定款・寄附行為変更認可申請書（様式7、P121～P127） （正1部、副2部） 【添付書類】 ①変更理由書 ②新旧対照表 ③議事録の写し（記名押印又は署名） A. 新たに病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する場合（移転を含む） ①～⑤、⑧～⑪ ④開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の概要（参考様式P97、案内図、敷地図、平面図） ⑤開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者の氏名を記載した書面（管理者就任承諾書及び医師免許証の写し） B. 法第42条の各号の業務（附帯業務）を行う場合 ①～③、⑥、⑧～⑪ ⑥・当該業務に係る施設の職員 ・敷地及び建物の構造設備の概要 ・運営方法を記した書類（介護保険事業を行う場合は、介護保険事業者指定申請書類の写しでよい） C. 社会医療法人が法第42条の2第1項に定める収益業務を行う場合 ①～③、⑦～⑪ ⑦収益業務の概要及び運営方法を記載した書類 A～Cのいずれかに該当する場合、 ⑧変更後2年間の事業計画と予算書 ⑨（新たに基金の拠出又は寄附を受ける場合） ・契約書又は申込書の写し ・不動産を拠出（寄附）する場合は、登記事項証明書（不動産の所有状況の確認のため）及び評価額証明書（500万円以上の評価額の場合） ⑩（不動産を賃借する場合） 賃貸借契約書の写しと登記事項証明書（賃借する不動産の所有状況の確認のため） （不動産を法人が取得する又は所有している場合） 土地…登記事項証明書（不動産の所有状況の確認のため） 建物…登記事項証明書（又は建築確認済証明書） ⑪現行定款並びに新定款（案） A B C 以外の場合 ①～③、⑪	①（社団）社員総会の議決を要する ②（財団）理事会（評議員会）の議決を要する ※事業計画と予算書については、 ① 新たに開設する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は附帯業務事業所単体のもの ② 医療法人全体のものをそれぞれ準備する。 （①・②にはそれぞれの職員給与費内訳書を添付する。）
定款又は寄附行為の変更の届出 法第54条の9第5項 規則第33条の26 細則第4条第2項 第25の3号	（事務所所在地又は公告の方法に変更があったとき） 変更後遅滞なく ※その他の事項を変更する時は、認可申請	定款・寄附行為変更届（様式8、P128） （正1部、副1部） 【添付書類】 ①議事録の写し（記名押印又は署名） ②定款（変更後）	①（社団）社員総会の議決を要する ②（財団）理事会（評議員会）の議決を要する
登記事項変更登記完了の届出 法第43条第1項 令5条の12 細則第4条第2項 第25号	次の登記を行ったとき ①従たる事務所の新設 ②事務所の移転 ③目的及び業務の変更 ④名称の変更 登記後遅滞なく	登記事項変更（解散）登記完了届（様式5、P119） （正1部、副1部） 【添付書類】 ①登記事項証明書 ②定款（変更後）	

	事項 根拠規定	申請の内容 認可要件等	提出書類（提出部数）	医療法人内部に おける手続
事業報告 書等	事業報告書等の届出 法第52条第1項 規則第33条の2の12 細則第4条第2項 第24号	毎会計年度終了後3月以内	医療法人事業報告書等届 (様式9、P129～P142) (正1部、副1部) 【添付書類】 ①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④損益計算書 ⑤関係事業者との取引の状況に関する報告書 ⑥監事の監査報告書 ⑦議事録の写し（記名押印又は署名） ア. 社会医療法人の場合 ⑧法第42条の2の第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類 イ. 社会医療法人債を発行した医療法人の場合 ⑧純資産変動計算書 ⑨キャッシュ・フロー計算書 ⑩附属明細書 ⑪公認会計士又は監査法人の監査報告書 ⑫法第42条の2の第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類	①(社団)理事会及び社員総会の議決を要する ②(財団)理事会及び評議員会の議決を要する ※「事業報告書」では、法人の会計年度に鑑みて報告年度を記入いただくほか、「社員総会議事録の写し」における参加者の押印は、社員としての押印であること等について留意する。 関係事業者との取引がない場合も、報告書の余白に「該当なし」と記載し、報告する。
	登記事項変更登記完了の届出 法第43条第1項 令第5条の12 細則第4条第2項 第25号	資産総額に変更があったとき 登記後遅滞なく	登記事項変更(解散)登記完了届 (様式5、P119) (正1部、副1部) 【添付書類】 登記事項証明書	
経営状況 の報告	医療法人の経営情報等報告 法第69条の2第2項 規則第38条の3～第38条の 細則第4条第2項第32号	毎会計年度終了後3月以内 (法第五十一条第二項の医療法人にあつては、四月以内) ※病院又は診療所を開設していない法人は報告対象外	医療法人の経営情報等報告書 (様式19、P156) (正1部、副1部) 【添付書類】 ①経営状況に関する情報(病院、診療) ②職種別給与総額及びその人数に関する情報(病院、診療所) ※租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第67条第1項の規定による社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用して所得の金額を計算した場合(いわゆる「四段階税制」を適用した場合は、「医療法人の経営情報等「報告対象外医療法人」報告書」を提出(鑑文不要))	

事項 根拠規定	申請の内容 認可要件等	提出書類（提出部数）	医療法人内部に おける手続
解散・清算 解散の認可の申請 法第55条第6項 規則第34条 細則第4条第1項 第9号 法第67条	①目的たる業務の成功の不能により解散しようとするとき ②(社団)総会の決議により解散しようとするとき ※広島県医療審議会への諮問を経る必要がある。 ○広島県医療審議会開催時期に合わせて、年2回の受付となる。 ○医療介護基盤課への事前審査書類提出の締め切りは、 ・1回目(8月認可予定)5月末 ・2回目(2月認可予定)11月末	医療法人解散認可申請書 (様式10、P143) (正1部、副2部) 【添付書類】 ①理由書 ②議事録の写し(記名押印又は署名) ③財産目録、貸借対照表、損益計算書 ④残余財産の処分について記載した書類 ⑤定款 ⑥役員及び社員の名簿	①(社団)社員総会の議決を要する ②(財団)理事会(評議員会)の議決を要する
清算人の就任登記の届出 法第43条第1項 令第5条の12 細則第4条第2項 第29号	登記後遅滞なく (同時に行う)	清算中就職した清算人届 (様式11、P144) (正1部、副1部) 【添付書類】 ①登記事項証明書 ②清算人の履歴書 ③清算人の就任承諾書	
解散登記の届出 法第43条第1項 令第5条の12 細則第4条第2項 第25号	登記後遅滞なく	登記事項変更(解散)登記完了届 (様式5、P119) (正1部、副1部) 【添付書類】 登記事項証明書	
解散の届出 法第55条第8項 細則第4条第2項 第26号	①定款又は寄附行為をもって定めた解散事由の発生したとき ②(社団)社員の欠亡により解散したとき 解散登記後遅滞なく ※清算人就任及び解散の登記届(前頁)も併せて提出すること	医療法人解散届 (様式第12、P145) (正1部、副1部) 【添付書類】 ①理由書 ②財産目録及び貸借対照表 ③残余財産処分事項 ④登記事項証明書 ⑤議事録の写し(記名押印又は署名) ⑥定款	①(社団)社員総会の議決を要する ②(財団)理事会(評議員会)の議決を要する
残余財産の処分(帰属)の認可の申請 旧法第56条第2項、 第3項 細則第4条第2項 第27号	(定款又は寄附行為の定めるところにより処分されないものを処分するとき)残余財産の処分又は帰属について、知事の認可を受ける場合 解散登記後遅滞なく	医療法人残余財産処分認可申請書 (社団:様式13、P146) 医療法人財産帰属認可申請書 (財団:様式14、P147) (正1部、副2部) 【添付書類】 ①解散の理由書 ②財産目録及び貸借対照表 ③残余財産処分事項 ④残余財産の帰属者の同意書(記名押印又は署名) ⑤社団医療法人にあつては総社員の同意書 ⑥定款	(社団)総社員の同意を要する
清算結了の届出 法第43条第1項 令第5条の12 細則第4条第2項 第30号	登記後遅滞なく	清算結了届 (様式15、P148) (正1部、副1部) 【添付書類】 登記事項証明書	

事 項 根拠規定	申請の内容 認可要件等	提出書類（提出部数）	医療法人内部に おける手続
合 併	<p>合併の認可 (吸収合併) 法第57条～第58条の6 及び法67条 (新設合併) 法第59条～第59条の5 及び法67条 細則第4条第1項 第10号</p> <p>※吸収合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人である場合であって、吸収合併存続医療法人の定款において残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けるときは、国若しくは地方公共団体、法第31条に定める公的医療機関の開設者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が認める者及び持分の定めのない医療法人以外の者を残余財産の帰属すべき者として規定することができる（合併前の医療法人のいずれかが持分の定めのない医療法人である場合、合併後は、持分の定めのない医療法人となる）</p> <p>※新設合併設立医療法人は、医療法人の新設を行うこととなるため、新設合併前の医療法人がいずれも持分の定めのある医療法人である場合であっても、新設合併設立医療法人は持分の定めのない医療法人となる</p> <p>※広島県医療審議会への諮問を経る必要がある。</p> <p>○広島県医療審議会開催時期に合わせて、年2回の受付となる。</p> <p>○医療介護基盤課への事前審査書類提出の締め切りは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1回目（8月認可予定）5月末 ・ 2回目（2月認可予定）11月末 	<p>合併しようとするとき</p> <p>事前</p> <p>医療法人合併認可申請書 (様式16、P149) (正1部、副2部)</p> <p>【添付書類】 (吸収合併)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①理由書 ②法第58条の2第1項又は第3項の手続を経たことを証する書類 ③吸収合併契約書の写し ④吸収合併後の吸収合併存続医療法人の定款又は寄附行為 ⑤吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人の定款又は寄附行為 ⑥吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人の財産目録及び貸借対照表 ⑦吸収合併存続医療法人の吸収合併後2年間の事業計画及び予算書 ⑧吸収合併存続医療法人の新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書 ⑨吸収合併存続医療法人が開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面（管理者就任承諾書及び医師免許証の写しを含む。） <p>(新設合併)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①理由書 ②法第59条の2の手続を経たことを証する書類 ③新設合併契約書の写し ④新設合併後の新設合併設立医療法人の定款又は寄附行為 ⑤新設合併前の新設合併消滅医療法人の定款又は寄附行為 ⑥新設合併前の新設合併消滅医療法人の財産目録及び貸借対照表 ⑦新設合併医療法人の新設合併後2年間の事業計画及び予算書 ⑧新設合併設立医療法人の新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書 ⑨新設合併設立医療法人が開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面（管理者就任承諾書及び医師免許証の写しを含む。） 	<p>(社団) 総社員の同意を要する</p> <p>(財団) 寄附行為に合併することができる旨の定めがある場合に限る 理事の3分の2以上の同意を要する。ただし、寄附行為に特段の定めがある場合には、それによる</p>

事 項 根拠規定	申請の内容 認可要件等	提出書類（提出部数）	医療法人内部に おける手続
分 割 分割の認可 （吸収分割） 法第60条～第60条の7 （新設分割） 法第61条～第61条の6 細則第4条第1項 第11号 ※ 次の法人は対象外 ・ 社会医療法人 ・ 特定医療法人 ・ 持分あり医療法人	分割しようとするとき 事前 （吸収分割） 既存他の医療法人に承継させること （新設分割） 新しく設立する医療法人に承継させること ※広島県医療審議会への諮問を経る必要がある。 ○広島県医療審議会開催時期に合わせて、年2回の受付となる。 ○医療介護基盤課への事前審査書類提出の締め切りは、 ・ 1回目（8月認可予定）5月末 ・ 2回目（2月認可予定）11月末	医療法人分割認可申請書 （様式17、P151） （正 1 部、副 2 部） 【添付書類】 （吸収分割） ①理由書 ②法第60条の3第1項又は第3項の手続を経たことを証する書類 ③吸収分割契約書の写し ④吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の定款又は寄附行為 ⑤吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の定款又は寄附行為 ⑥吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の財産目録及び貸借対照表 ⑦吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の吸収分割後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書 ⑧吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書 ⑨吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面（管理者就任承諾書及び医師免許証の写しを含む。） 【新設分割】 ①理由書 ②法第61条の3において読み替えて準用する法第60条の3第1項又は第3項の手続きを経たことを証する書類（新設分割することを決議した社員総会（理事会）の議事録の写し） ※理事長の「原本と相違ない」旨の証明が必要 ③新設分割計画の写し ④新設分割後の新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の定款又は寄附行為 ⑤新設分割前の新設分割医療法人の定款又は寄附行為 ⑥新設分割前の新設分割医療法人のその時点での財産目録及び貸借対照表 ⑦新設分割後の新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の新設分割後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書 ⑧新設分割後の新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書 ⑨新設分割後の新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面（管理者就任承諾書及び医師免許証の写しを含む。）	（社団）総社員の同意を要する （財団）寄附行為に合併することができる旨の定めがある場合に限る 理事の3分の2以上の同意を要する。ただし、寄附行為に特段の定めがある場合には、それによる

	事項 根拠規定	申請の内容 認可要件等	提出書類（提出部数）	医療法人内部に おける手続
一時役員	一時役員を選任の申請 法第46条の5の3第2項 細則第4条第1項 第12号	役員が欠けた場合において、 医療法人の業務が遅滞するこ とにより損害を生ずるおそれ があるとき 事前	一時役員選任申請書 (様式第18、P153) (正1部、副1部) 【添付書類】 ①議事録の写し（記名押印又は署名） ②一時役員履歴書 ③一時役員就任承諾書 ④役員及び社員（評議員）の名簿	①（社団）社員総会の議決を要 することになっている場合が通例 である ②（財団）理事会（評議員会） の議決を要することになっている 場合が通例である

(提出上の注意)

- 1 上記提出書類の審査や確認のための必要な書類として、添付書類以外の書類を提出を求める場合があること。
- 2 法人の主たる事務所所在地を所管する保健所を経由して、県医療介護基盤課へ提出させること。
- 3 第三者に委任する場合は、委任状（要記名押印又は署名）を作成し、申請書とともに提出すること。

(記載上の注意)

- 1 社員総会議事録の添付が必要な書類の署名は「社員 ○○○○」とすること。
- 2 理事会議事録の添付が必要な書類の署名は「理事（長） ○○○○」とすること。
- 3 履歴書には氏名の記載をすること。
- 4 議事録の写しには理事長印による原本証明をすること。
- 5 議事録署名人は理事長を除く2名以上又は、出席者全てとすること。